

令和7年3月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多賀町長 久保 久良

市町村名 (市町村コード)	多賀町 (254436)
地域名 (地域内農業集落名)	多賀 (多賀)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在地域内の農地は12人の農業者が耕作しており、内2人が町外の農業者である。認定農家が3人おり、地域内での耕作面積の大部分を担っている。
耕作していない土地については、自己保全田として近隣の農業者に除草作業や耕うん等を依頼しながら管理している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻だけでなく野菜やぶどう等のハウス栽培を推進していきながら、自己保全田の減少に努める。
さらに地域が一体となり、また近隣の農業者を巻き込みながら、農地の保全を進める体制づくりが必要である、

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.99 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.99 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

多賀における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を地域計画のエリアとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業者と継続して話し合いを行い、耕作者の集約、集団化を図っていけるように取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の確保を進めるために活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
引き続き検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の多様な経営体を確保し、新たな担い手を育成できる体制づくりを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻の防除について、一部の圃場はJAに農薬散布を委託している。地域内でのやり方に差があるため、統一的な取組ができるよう検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑤地域内で果樹(シャインマスカット等)の栽培が行われているが、継続して栽培できるように取り組む。